

次世代育成支援対策推進法に基づく医療法人財団正明会の行動計画について

令和5年3月31日

当法人職員が「仕事」と「子育て」を両立させることができるよう、職員全員が働きやすい環境をつくり、全ての職員がその能力を発揮できるようにするため、次の行動計画を策定し周知及び早期に実施する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和8年3月31日までの3年間

2. 内 容
行動計画

目標(1)

妊娠中や出産後の職員の健康保持について、職員に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備をする。

対策

- ① 令和5年4月1日～ 職員全員にパンフレット等を作成し、制度を周知する。
- ② 令和5年4月1日～ 全体会議等において管理者へ周知する。

目標(2)

職員の育児休業中の処遇及び育児休業後の労働条件に関する事項について周知する。

対策

- ① 令和5年4月1日～ 所定パンフレットや就業規則等に基づき、周知する。
- ② 令和5年4月1日～ 全体会議等において管理者へ周知する。
- ③ 令和5年4月1日～ 相談窓口担当者が個々に相談を受け、説明する。

目標(3)

育児休業期間中の代替要員の確保と業務内容・体制を整備する。

対策

- ① 令和5年4月1日～ 相談窓口担当者が部署管理者と協議し、必要に応じて代替要員を確保し、復帰までの業務体制を維持する。
- ② 令和5年4月1日～ 替代要員確保を新規採用者で行う場合は、理事長に報告し、承認を得てから人選することとする。

目標(4)

育児休業後における現職または現職相当職への復帰のための業務体制を整備する。

対策

- ① 令和5年4月1日～ 相談窓口担当者並びに部署管理者と本人が面談し、休業前に復帰時期や復職後の業務について明確にする。
- ② 令和5年4月1日～ 相談窓口担当者並びに部署管理者と本人が休職前後及び復職前後に面談し、状況変化に伴う希望を確認し、対応配慮する。
- ③ 令和5年4月1日～ 部署管理者が休業期間中に定期的に職場に関する情報を提供する。
- ④ 令和5年4月1日～ ①～③について相談窓口担当者並びに部署管理者によるヒアリングを複数回行う。

行動計画

目標(5)

出産や子育てによる退職者について再雇用制度を検討する。

対策

- ① 令和5年4月1日～ 相談窓口担当者が再雇用希望内容を確認する。
- ② 令和5年4月1日～ 相談窓口担当者と部署管理者と協議検討する。
- ③ 令和5年4月1日～ 相談窓口担当者は、理事長に報告する。採否は所定の手続きを経て、決定する。

目標(6)

子の看護のための休暇制度の取得促進並びに育児休業法や介護休業法並びに労働基準法に基づく諸制度を周知する。

対策

- ① 令和5年4月1日～ 看護休暇5日(無給)の取得促進を図る。
- ② 令和5年4月1日～ 所定パンフレットや就業規則等に基づき、周知する。
- ③ 令和5年4月1日～ 定例会議等において部署管理者へ周知を図る。
- ④ 令和5年4月1日～ 相談窓口担当者が個々に相談を受け、また説明する。

目標(7)

年次有給休暇取得並びに促進のための取組みを行う。

対策

- ① 令和5年4月1日～ 部署毎の年間取得日数を把握し、取得ができるよう全体会議等で部署管理者へ周知する。
- ② 令和5年4月1日～ 現行の有給休暇を取得しやすいように「リフレッシュ休暇制度」を取り入れ、取得しやすい環境を整備する。

目標(8)

職員への各種制度の周知方法を整備する。

対策

- ① 令和5年4月1日～ 小冊子又はパンフレット等を作成し、職員全員に周知する。
- ② 令和5年4月1日～ 全体会議等で部署管理者へ周知する。